

政令第百九十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三條の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の九を第四号の十とし、第四号の八を第四号の九とし、第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 三―アミノプロパン―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―オール一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八号の二ただし書中「一〇％」を「一五％」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。